

令和7年度静岡県サービス管理責任者等更新研修 実施要項

実施主体：静岡県健康福祉部障害者支援局障害者政策課（委託先：社会福祉法人あしたか太陽の丘）

- ・本研修は、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の更新研修です。
- ・申込みは、法人ごとに行ってください（事業所単位の申込みはできません）。
- ・本研修の受講者は、本要項を必ずお読みください。

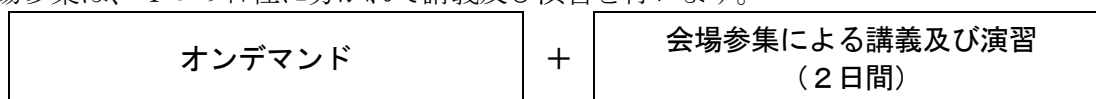
1 目的

「静岡県障害福祉人材育成ビジョン」に示された「ソーシャルワーカーとして障害者ケアマネジメントを実行できる人材」の育成を目指し、以下の目的に沿って本研修を実施します。

障害者総合支援法及び児童福祉法の適切かつ円滑な運営に資するため、サービスや支援の質の確保に必要な知識、技能を有するサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者（以下「サービス管理責任者等」という）の養成を図ること。

2 研修の構成

本研修は、オンデマンド（YouTubeによる動画視聴）及び会場参集により実施します。会場参集は、4つの日程に分かれて講義及び演習を行います。



3 日程及び会場

(1) オンデマンド

配信期間	講義内容
10月上旬～下旬を予定	「障害者福祉施策及び児童福祉施策の最新の動向」

※ 受講確認のためのレポート等の提出があります。

(2) 会場参集による講義及び演習

日程	1日目	2日目	会場
A日程	11月12日（水）	11月13日（木）	シズウエル (静岡県総合社会福祉会館) 703会議室
B日程	11月25日（火）	11月26日（水）	
C日程	12月2日（火）	12月3日（水）	静岡労政会館 6階ホール
D日程	12月4日（木）	12月5日（金）	

※ 受講者が定員に満たない場合、一部日程を実施しない可能性があります。

(3) 会場所在地

名 称	所 在 地
シズウエル（静岡県総合社会福祉会館）703 会議室	静岡市葵区駿府町 1-70
静岡労政会館 6 階ホール	静岡市葵区黒金町 5-1

※ 両会場共に受講者用駐車場はありませんので、公共交通機関をご利用ください（シズウエルに隣接する静岡市民文化会館が改修工事のため、静岡市民文化会館前駐車場は現在休業中です）。

4 受講定員

360 人程度

5 研修対象者（受講要件）

本研修は以下の①～③の受講要件を満たす方が対象です。

①	静岡県内（*）の指定障害福祉サービス事業所等において、サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者として従事している方 又は 従事しようとする方
②	令和3年度から令和6年度までの間にサービス管理責任者等実践研修を修了した方 又は 令和2年度から令和6年度までの間にサービス管理責任者等更新研修を修了した方
③	以下のア～オのいずれかの業務に現に従事している方 又は 本研修の受講開始前5年間に において通算2年以上従事していた方 ア サービス管理責任者 イ 児童発達支援管理責任者 ウ 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業所の管理者 エ 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業所又は障害児入所施設の管理者 オ 指定一般相談支援事業所、指定特定相談支援事業所もしくは指定障害児相談支援事業所の 相談支援専門員

*：県外の事業所に配置されている又は配置される予定の方は本研修を受講できません。

6 申込方法

以下の手順1、2の順に手続きを行ってください。

申込みは法人ごとに行ってください（事業所単位の申込みはできません）。

手順1：ふじのくに電子申請サービスでの申請

準備	<ul style="list-style-type: none">● 「ふじのくに電子申請サービス」の利用者登録が済んでいる方 →利用者ID（メールアドレス）とパスワードをご準備ください● 「ふじのくに電子申請サービス」を初めて利用する方 →利用者登録用のメールアドレスをご準備ください
申請方法	<ol style="list-style-type: none">① 「ふじのくに電子申請サービス」へアクセス https://apply.e-tumo.jp/pref-shizuoka-u/② 検索メニューの手続き名「サービス管理責任者等更新研修」で検索③（初めて利用する方のみ）利用者登録を行い、パスワードを発行④ 利用者ID（メールアドレス）、パスワードによりログイン⑤ 必要事項を入力して申請⑥ 利用者IDのメールアドレスに研修申込み受付メールが到着すれば受付完了
申請期限	令和7年9月10日（水）17時まで
申請時の注意	<ul style="list-style-type: none">・ 受講に際し配慮が必要な場合（車椅子使用、介助者が付添う等）は、申込みフォームに入力してください。・ 半日程度経過しても申込み受付メールが届かない場合は、手続きが完了していない可能性がありますので、電子申請システムの「申込内容照会」にて内容や件数を確認してください。・ 申込み期限までは、申込み内容の修正・取下げが可能です。



手順2：郵送による書類提出

提出書類	<ol style="list-style-type: none">① 別添様式「令和7年度静岡県サービス管理責任者等更新研修 実務経験等証明書」② 令和3年度から令和6年度の間受講したサービス管理責任者等実践研修 又は 令和2年度から令和6年度の間受講したサービス管理責任者等更新研修の修了証書の写し
提出方法	特定記録にて郵送してください。
提出先	〒420-8601 静岡市葵区追手町9-6 静岡県障害者政策課障害者政策班 更新研修担当 宛て
提出期限	令和7年9月12日（金）17時必着

<申込みに関する注意事項>

- ・ 手順1、2のいずれかを期限内に行わなかった場合や、内容に不備があった場合は、申込みを受け付けません。電子申請の手続きが正常に完了していない場合も、申込みを受け付けませんのでご注意ください。
- ・ 提出書類はいかなる場合も返却しません。

7 受講者の決定及び通知

- ・ 申込み内容と提出書類に基づき、静岡県障害者政策課にて選考の上、受講者を決定します。
- ・ 選考結果は、10月上旬ごろにふじのくに電子申請サービス上でお知らせします。（利用者 ID のメールアドレスにご連絡します。）
- ・ 受講決定の場合は、併せて事前課題についてお知らせしますので、法人の担当者の方は受講者にご周知くださるようお願いいたします。
- ・ 申込み人数が受講定員に満たない場合であっても、「5 研修対象者（受講要件）」に該当しない方は受講できません。
- ・ 申込み人数が受講定員を超過した場合は、原則、現にサービス管理責任者等に従事している方で、受講期限までの期間が短い方を優先します。

8 受講費用

研修参加費及びテキスト・資料代を徴収します。

区 分	金 額	支払方法
研修参加費	34,000円	受講決定後、申込み時に記載した法人所在地あてに、静岡県障害者政策課から納入通知書を送付しますので、通知書記載の期限までに納付してください。
テキスト・資料代	3,500円	受講決定後、申込み時に記載した法人所在地あてに、あしたか太陽の丘から払込票を送付しますので、払込票記載の期限までにお支払いください。

※ テキスト・資料は、受講者1人につき1部購入していただきます。

9 研修計画及び研修内容

「別紙2 令和7年度静岡県サービス管理責任者等更新研修日程表」のとおりです。

10 受講上の注意

- ・ オンデマンドによる研修の受講には、安定したインターネット環境とパソコン等の接続端末（スマートフォン不可）が必要となりますので、各自ご準備ください。
- ・ 受講決定者には、オンデマンド研修受講に関する同意書をご提出いただきますので、予めご承知おきください。
- ・ 受講決定後の日程変更はできません。
- ・ 受講費用は、いかなる理由があっても返金しません。（研修カリキュラムの全部又は一部を受講できなかった場合も返金しません。）

11 修了証書

- ・ 本研修の全課程を修了した方に、静岡県知事が発行する修了証書を交付します。
- ・ 以下の①～⑦のいずれかに該当する場合は、修了証書の交付は行いません。⑦以外の項目については、該当した時点で以降の受講を認めないこととしますのでご注意ください。
 - ① オンデマンド研修受講の同意書の提出がない又は同意書の内容を遵守しなかった場合
 - ② オンデマンドによる講義動画を配信期間内に視聴しなかった場合
 - ③ 会場参集の研修において、遅刻・欠席・早退・離席等により全て又は一部のカリキュラムを受講しなかった場合（公共交通機関の遅延証明書を持参した場合は除きます。ただし、遅延証明書の提出は入室を許可するものであり、修了については別途判断します。）
 - ④ 課題や提出書類について、所定の期限までに提出がない場合
 - ⑤ 提出された課題の内容に著しい不備がある場合や、指定でない様式（過年度様式等）で提出された場合
 - ⑥ 研修受講中に私語や居眠り等受講以外の行為を確認した場合や、その他研修受講態度としてふさわしくない行為を確認した場合
 - ⑦ 研修参加費及びテキスト・資料代を期日までに納付していない又は納付していることが確認できない場合

12 個人情報の利用目的

- ・ 受講決定者及び修了者の氏名や所属事業所等の情報は、申込み内容に基づく事業所等への配置状況の把握のため、関係課及び政令市に提供します。
- ・ 申込み時に入力された個人情報は、利用目的の達成に必要な範囲で、本研修の業務委託先に提供します。

14 問い合わせ先

内 容	連 絡 先 等	
研修の申込み方法、提出書類、受講決定等に関すること	静岡県障害者政策課障害者政策班 メールアドレス shougai-seisaku@pref.shizuoka.lg.jp ※ 問い合わせの際は、メールの件名を「更新研修問い合わせ」としてください。 ※ メールには、所属とお名前を明記してください。 ※ 書類の到達確認や受講不可の理由に関する問い合わせには応じられません。 ※ 募集期間中は問い合わせが集中しますので、メールでの問い合わせにご協力をお願いします。(電話番号：054-221-2352)	
サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の配置に関すること	事業所の所在地が政令市の場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 静岡市障害者支援推進課 shougai-support@city.shizuoka.lg.jp 054-221-1098 ・ 浜松市障害保健福祉課 syoghuku-shidou@city.hamamatsu.shizuoka.jp 053-457-2860
	事業所の所在地が政令市以外の場合	静岡県福祉指導課 shougai-shidou@pref.shizuoka.lg.jp 054-221-3772
研修内容に関すること	社会福祉法人あしたか太陽の丘 研修センター 担当 工藤、美濃部、上島 電話番号 055-923-7850(代表) (受付時間：平日 9:00～17:00)	

別紙 1 更新研修受講年度の考え方

サービス管理責任者等実践研修を修了した日の属する年度の翌年度を初年度とし、以降5年ごとの最終年度末日までにサービス管理責任者等更新研修を修了することにより、サービス管理責任者（サビ管）又は児童発達支援管理責任者（児発管）として従事するための研修要件を維持することができます。

【例：令和3年度にサービス管理責任者等実践研修を修了した場合】

起点										
実践研修修了	サビ管・児発管として従事できる									
令和3年度										
第1期間						サビ管・児発管として従事できる				
この間に更新研修を1回以上修了										
4年度	5年度	6年度	7年度	8年度						
第2期間						サビ管・児発管として従事できる				
この間に更新研修を1回以上修了										
9年度	10年度	11年度	12年度	13年度						

（年限までにサービス管理責任者等更新研修を修了しなかった場合は、改めてサービス管理責任者等実践研修を修了する必要があります。）

【更新研修受講期限年度一覧表】

実践研修の修了年度※	1回目	2回目
	5年以内	6年以上10年以内
(令和元)	令和6まで	令和11まで
(令和2)	令和7まで	令和12まで
令和3	令和8まで	令和13まで
令和4	令和9まで	令和14まで
令和5	令和10まで	令和15まで
令和6	令和11まで	令和16まで

※ 平成30年度までの旧サービス管理責任者等研修修了者で、サービス管理責任者等実践研修を受講していない方は、令和元年度以降において最初にサービス管理責任者等更新研修を修了した年度を「実践研修の修了年度」とみなしてカウントします。

別紙2 令和7年度静岡県サービス管理責任者等更新研修日程表

日程	時間	研 修 内 容
オンデマ ンド配信	約 60 分	講義 障害者福祉施策等の最新の動向
1 日 目	09:30 ～ 09:35	事務連絡
	09:35 ～ 09:40	オリエンテーション
	09:40 ～ 11:50	【演習 1】 事業所としての自己検証
	11:50 ～ 12:50	休憩
	12:50 ～ 14:20	【講義 2】 自立支援協議会の理解と関係機関との連携 【演習 2】 関係機関との連携
	14:30 ～ 16:30	【演習 3】 サービス管理責任者等としての自己検証
	16:30 ～ 17:10	【講義 3】 サービス管理責任者等としてのスーパー ビジョン①
2 日 目	09:30 ～ 09:35	事務連絡
	09:35 ～ 09:40	オリエンテーション
	09:40 ～ 10:40	【講義 4】 サービス管理責任者等としてのスーパー ビジョン②
	10:40 ～ 12:40	【演習 4】 サービス提供職員等へのスーパービジョン
	12:40 ～ 13:40	休憩
	13:40 ～ 15:00	【講義 5】 サービス管理責任者等としてのスーパー ビジョン③
	15:00 ～ 16:00	【演習 5】 事例検討のスーパービジョン
	16:00 ～ 17:00	【演習 6】 サービス管理責任者等としての振り返り
17:00 ～ 17:10	修了式・修了証書の交付	

※時間については変更することがあります。